		日号外	ページ
三五	電気事業法第百十二条の二第二号の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関を登録した件	五	四
三六	中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件	八	四
三七	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十六条の規定に基づき、指定鉱害防止事業機関を指定した件	一二	五
三八	工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件の全部を改正する件	一二 54	三
三九	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定に基づき学校を認定した件	一四	七
四〇	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件	一五	八
四一	小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条の規定に基づき、平成二十四年度の支給率を定める件	二一	六
四二	中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件	二三	五
四三	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件	二三	六
四四	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件	二三	六
四五	平成二十三年度以降の五年間についての石油備蓄目標を定めた件	二三	六
四六	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件	二六	六
四七	工業標準化法第三十二条の規定に基づき認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件	二六	六
四八	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示	二八 71	四五
四九	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく費用負担調整機関を指定した件	二九	八
五〇	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界水パートナーシップの標章を指定した件	二九 72	八六
五一	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州中央銀行の標章を指定した件	二九 72	八七
五二	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州森林研究所の標章を指定した件	二九 72	八八
五三	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、モンテネグロの紋章を指定した件	二九 72	八八
五四	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、モナコ公国の記章を指定した件	二九 72	八九
五五	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、グルジアの紋章を指定した件	二九 72	八九
五六	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、ブルガリア共和国の紋章及び記章を指定した件	二九 72	九〇
五七	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、ブータン王国の記章及び紋章を指定した件	二九 72	九〇
五八	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、チリ共和国の紋章及び記章を指定した件	二九 72	九一
五九	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、ポルトガル共和国の紋章及び記章を指定した件	二九 72	九二
六〇	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、アラブ衛星通信機構の標章を指定した件	二九 72	九三
六一	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、ベネルックス同盟の標章を指定した件	二九 72	九三
六二	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、グローバル作物多様性トラストの標章を指定した件	二九 72	九三
六三	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、国際反汚職アカデミーの標章を指定した件	二九 72	九四
六四	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、国際再生可能エネルギー機関の標章を指定した件	二九 72	九五
六五	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、国連開発計画の標章を指定した件	二九 72	九五
六六	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、経済協力開発機構の標章を指定した件	二九 72	九五
六七	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、「気候変動に関する国際連合枠組条約」の標章を指定した件	二九 72	九六
六八	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、サンマリノ共和国の紋章を指定した件	二九 72	九七
六九	電気工事士法第四条第四項第二号の規定に基づき養成施設を指定した件	三〇	六
七〇	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項第二号の規定に基づき経済産業大臣が定める事由を定める件の一部を改正する件	三〇 73	七〇
七一	変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の全部を改正する件	三〇 74	二六〇
七二	軽油中の酸化安定度の測定方法として経済産業大臣が定める方法を定める件	三〇 74	二六二
七三	軽油中の酸価の増加の測定方法として経済産業大臣が定める方法を定める件	三〇 74	二六三